

海外派遣事業実施要項

平成18年1月27日
令和元年11月8日最終改正
国立大学図書館協会

1. 目的

インターネットの普及等により教育研究分野におけるグローバル化が急速に進み、大学の国際化が強く求められるようになった。それに伴い、大学の教育研究を支援する図書館においても、国際的な視点に立ったマネジメント能力を備えた人材育成が急務となっている。

こうした状況に対応するためには、図書館における海外の先進的な事例を調査・研究し、わが国の学術環境の中でどのように展開していくかを検討することが不可欠である。また、国際連携という観点から、図書館活動に関連する国際会議へ参加し、日本の状況等について発表することも重要である。

このため、国立大学図書館協会(以下「協会」という。)は、「国立大学図書館協会会則」第6条第3号並びに「国立大学図書館協会記念基金規程」第2条第1項第2号及び第4号に基づき、会員に所属する職員を海外へ派遣し、その成果を共有することによって、大学図書館職員の資質向上・育成を図る。

2. 実施期間

令和2年度から令和4年度までの3年間とする。

なお、ここでいう年度とは、4月1日から3月31日までとし、各年度を「派遣年度」とする。

3. 派遣内容

次のいずれか1つ、または2つに該当するものとする。

- (1) 大学図書館が抱える課題に関する諸外国の調査・研究
- (2) 図書館及び図書館に関連する活動に関する国際会議における発表・出席

4. 派遣期間

派遣期間は、次のいずれかとする。

- (1) 長期: 2週間以上
- (2) 短期: 1週間程度

5. 派遣人数

派遣者は、派遣年度毎に、前項の(1)、(2)それぞれ次のとおりとする。

- (1) 長期: 1名程度
- (2) 短期: 4名程度

なお、(2)はグループによる応募も可とする。ただし、グループは、異なる会員に所属する職員で構成するものとする。

6. 負担経費

派遣者に対して協会が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1)長期:1人60万円を限度とする。
- (2)短期:1人30万円を限度とする。

7. 派遣者の決定

派遣者の決定は、協会理事会で行う。

8. その他

この要項に定めるもののほか、海外派遣事業に関し必要な事項は別に定める。